

# 兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（水産課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第16号）

水産業協同組合法の一部改正により、漁業生産組合の定款の変更等に係る手続が知事の認可制から届出制に改められたことに伴い、当該手続に関して届出書の添付書類を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

水産業協同組合に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。  
令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第16号

#### 水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

水産業協同組合に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条及び第5条を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 漁業協同組合（第2条—第17条）
- 第3章 漁業生産組合等（第18条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）

#### 附則

##### 第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

##### 第2章 漁業協同組合

第2条中「以下」の右に「この章において」を加え、「水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令」を「農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令」に、「当たつては」を「当たっては」に改める。

第5条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「同項に規定する」を「同項各号に掲げる」に改め、同項第2号中「によつて」を「（法第101条第2項第9号に規定する電子公告をいう。以下この章及び第18条第2項第2号において同じ。）によつて」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第6条中「組合は、」を削る。

第15条第1項第7号中「第47条の3第1項」を「第47条の3第2項」に改める。

第19条中「以下」の右に「この条において」を加え、同条を第21条とする。

第18条中「第5条、第6条及び第8条」を「第11条、第12条（第1号及び第3号に係る部分に限る。）及び第13条」に、「前条」を「第17条」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の章名を付する。

##### 第4章 雑則

第17条の次に次の章名及び2条を加える。

##### 第3章 漁業生産組合等

(定款の変更の届出)

第18条 法第84条の7第2項の規定による届出は、届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 定款の新旧を対照した書面
- (2) 変更の理由を記載した書面
- (3) 定款の変更の決議をした総会の議事録の謄本

2 前項の届出が出資1口の金額の減少に係る定款の変更に関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 法第86条第2項において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表
- (2) 法第86条第2項において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面  
(同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、そのことを証する書面)
- (3) 法第86条第2項において準用する法第54条第2項本文の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

(清算終了の届出)

第19条 法第85条の14の規定による届出は、届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 法第86条第4項において準用する会社法(平成17年法律第86号)第507条第1項の規定により作成した決算報告
- (2) 登記事項証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。